

平成 29 年 3 月 21 日

関 係 各 位

門司海上保安部

航行安全課長

関門港門司区における航泊の禁止について

謹啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から関門港内の安全確保につきまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝いたしております。

さて、関門港門司区西海岸五号防波堤において、花火が打ち上げられることに伴い、付近海域における船舶交通の安全確保のため、別紙の港長公示第 2 号（平成 29 年 3 月 21 日）により下記の期間、一般船舶の航泊を禁止することといたしました。

つきましては、貴傘下関係者に公示内容の周知、指導をよろしくお願いいたします。

【航泊禁止期間】

平成 29 年 3 月 26 日（日）

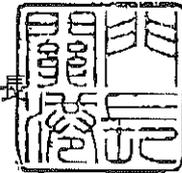
午後 19 時 30 分から午後 20 時 15 分

港長公示第2号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年3月21日

関門港



関門港門司区における航泊の禁止について

関門港門司区西海岸五号防波堤において、花火が打ち上げられるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が許可した船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

平成29年3月26日(日)午後7時30分から同日午後20時15分までの間  
ただし、午後20時15分以前に終了した場合は、花火打ち上げ終了後、安全が確認された時間までとする。

2 区域

関門港門司区

北緯33度56分47.4秒 東経130度57分32.0秒

を中心とした半径65mの海域(別添航泊禁止区域図参照)

3 備考

航泊禁止期間中、航泊禁止区域に関係者以外立ち入らないよう警戒員が配置される。

